

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第2次) ＜1. 改定のポイント・目指す姿と計画の柱＞

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」改定のポイント

- 1 全てのライフステージの特徴に応じた歯と口の健康づくりの重要性について普及啓発を進めていく一方、特に青年期（概ね18歳～30歳）は、その後の歯周病の予防に重要な年代であることから、対象者の意識変容の促進とともに、地域における受診機会の拡充等に向けて取組を強化
- 2 進展する高齢化や地域における障害児（者）への歯科保健医療の提供体制の拡充等、多様化する歯科医療ニーズの変化に対応できるよう、必要な医療提供体制の確保や医療機関の分化・連携を促進
- 3 大規模災害発生時の避難生活における二次的な健康被害（誤嚥性肺炎の発症等）の予防において、歯科保健活動による被災地域で生活する人々に対する健康管理が重要であり、平時からの支援体制の構築に向けた区市町村の主体的な取組への支援が必要

- ✓ 計画の最終目標は、「**都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができる**」（都民の目指す姿）を踏襲
- ✓ 計画の柱は、これまでの4本に加え、「**5 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進**」を追加

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第2次)の目指す姿と計画の柱

都民の目指す姿

都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること



日常的に自ら口腔ケアに取り組む
(セルフケア)



生涯を通じて食べることや
会話を楽しむ
(歯と口の機能の維持)



かかりつけ歯科医で定期的に
保健指導や歯科健診、予防処置を受ける
(プロフェッショナルケア)

<柱1> ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進 (セルフケア)

乳幼児期

う蝕の予防
口腔機能の獲得



学齢期

う蝕・歯肉炎
の予防



成人期

歯周病の予防



高齢期

口腔機能の
維持・向上



<柱2> かかりつけ歯科医での予防管理の定着の推進 (プロフェッショナルケア)

<柱3> 地域で支える障害者歯科医療の推進

<柱4> 在宅療養者のQOLを支える歯科医療体制の推進

<柱5> 健康危機 (大規模災害等) に対応した歯科保健医療対策の推進



東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」 (第2次)
< II. 目次案 >

現行計画(第1次)の目次構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の考え方
 - (1) 計画策定までの経緯
 - (2) 計画の趣旨
- 2 計画の4本柱
 - (1) ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
 - (2) かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進
 - (3) 地域で支える障害者歯科医療の推進
 - (4) 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の整備
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間

第2章 都民の歯と口の健康づくりの推進

- 1 ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
 - (1) 乳幼児期(～5歳(就学前))
 - (2) 学齢期(6歳～17歳)
 - (3) 成人期(18歳～64歳)
 - (4) 高齢期(65歳～)
- 2 かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進
- 3 地域で支える障害者歯科医療の推進
- 4 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

次期計画(第2次)の目次構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の考え方
 - (1) 計画改定までの経緯 (これまでの取組状況)
 - (2) 計画改定の趣旨
- 2 計画の5本柱
 - (1) ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
 - (2) かかりつけ歯科医での予防管理の定着の推進
 - (3) 地域で支える障害者歯科医療の推進
 - (4) 在宅療養者のQOLを支える 歯科医療体制の整備
 - (5) 健康危機(大規模災害等)に対応した歯科保健医療対策の推進
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間

第2章 都民の歯と口の健康づくりの推進

- 1 ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
 - (1) 乳幼児期(～5歳(就学前))
 - (2) 学齢期(6歳～17歳)
 - (3) 成人期(18歳～64歳)
 - (4) 高齢期(65歳～)
- 2 かかりつけ歯科医での予防管理の定着の推進
- 3 地域で支える障害者歯科医療の推進
- 4 在宅療養者のQOLを支える 歯科医療体制の推進
- 5 健康危機(大規模災害等)に対応した歯科保健医療対策の推進

現行計画(第1次)の目次構成

第3章 計画の推進

- 1 各主体の役割
 - (1) 都民
 - (2) 東京都
 - (3) 区市町村
 - (4) 教育・保育関係者
 - (5) 歯科医療関係者
 - (6) 関係団体
 - (7) 保険者・事業者
- 2 計画の推進体制

第4章 参考資料

- 1 策定の経緯
 - (1) 東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」の検討経過
 - (2) 東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱及び委員名簿
 - (3) 東京都歯科保健対策推進協議会歯科保健目標検討評価部会設置要綱及び委員名簿
 - (4) 歯科口腔保健の推進に関する法律
 - (5) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
- 2 用語解説
- 3 基礎データ
 - (1) 医療資源
 - (2) 口腔内の状況

次期計画(第2次)の目次構成

第3章 計画の推進

- 1 各主体の役割
 - (1) 都民
 - (2) 東京都
 - (3) 区市町村
 - (4) 教育・保育関係者
 - (5) 歯科医療関係者
 - (6) 関係団体
 - (7) 保険者・事業者
- 2 計画の推進体制

第4章 参考資料

- 1 策定の経緯
 - (1) 東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第2次)の検討経過
 - (2) 東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱及び委員名簿
 - (3) 東京都歯科保健対策推進協議会歯科保健推進計画評価部会設置要綱及び委員名簿
 - (4) 歯科口腔保健の推進に関する法律
 - (5) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
- 2 用語解説
- 3 基礎データ
 - (1) 医療資源
 - (2) 口腔内の状況

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第2次)
<Ⅲ. 骨子案>



1 これまでの取組

- ・各ライフステージにおける歯と口腔の特徴や口腔ケア、定期的な歯科受診の重要性に関するリーフレット・動画の作成・発信
- ・乳幼児期における歯と口腔の特徴や仕上げみがき・口腔内観察の重要性に関するリーフレット等の作成・発信
- ・青年期における歯と口腔の特徴、定期的な口腔ケア・歯科健診の重要性に関する動画・リーフレットの作成・発信
- ・食を通じた口腔機能の獲得の重要性に関する講習会の開催
- ・多数う蝕のある子どもや保護者に対する指導・支援に関する講演会の開催
- ・口腔機能の維持・向上の重要性と簡易的な実践方法に関する動画・リーフレット等の作成・発信

2 現状・課題

【現状】

- ・う蝕のない者の割合は、3歳で93.9%、12歳で73.4%、17歳で55.9%と増加傾向
- ・進行した歯周病を有する者の割合（20～64歳）は、43.9%で悪化傾向
- ・8020を達成している者の割合（75～84歳）は、61.5%と増加傾向

【課題】

- ・う蝕は減少しているが、日常的な口腔ケアが不十分であり、進行した歯周病を有する者が増加
- ・青年期は自身の健康に対する関心度が低い
- ・高齢期ではフレイル予防の取組として、身体機能を維持し、食べる、話す、笑うという機能を使うことが重要

3 今後の方向性

- ▷各ライフステージにおける歯科口腔保健の重要性に関する普及啓発を実施するとともに、特に歯周病の予防として、セルフケアとプロフェッショナルケアの重要性について普及啓発を実施
- ▷青年期（概ね18歳～30歳）に対しては、歯科保健に関する知識と行動（日常的な口腔ケアと定期的な歯科受診）の充実に向けて、様々な対象（本人・学校等）へのアプローチによる取組を実施
- ▷高齢期に対しては、歯の喪失に対する取組だけではなく、いわゆる「オーラルフレイル」の予防として口腔機能の維持・向上に関する取組を推進

4 目標

- ▷各ライフステージにおいて、う蝕のある者や進行した歯周病を有する者の数を減少させる
- ▷高齢期においては、歯の喪失だけでなく、口腔機能の維持により、生涯を通じて、会話や食事を楽しむことができる都民を増やす
- ▷8020達成者の割合を増やす

柱2 かかりつけ歯科医での予防管理の定着の推進



1 これまでの取組

- ・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科受診することの重要性に関する都民向け動画・リーフレットの作成・発信
- ・周術期口腔ケア研修会の開催（歯科医師・歯科衛生士）
- ・周術期医療連携登録歯科医療機関登録制度の運用
- ・都立心身障害者口腔保健センターにおける摂食嚥下研修会の開催
- ・在宅歯科診療対応歯科医療機関の確保に向けたリーフレットの作成・発信
- ・全身疾患がある方等への治療に医科歯科連携に取り組む歯科医療機関の拡充と医療連携体制の充実に向けて、糖尿病圏域別検討会等を開催

2 現状・課題

- 【現状】**
- ・かかりつけ歯科医を持っている者の割合は、3歳で52.4%、12歳で63.5%、20～64歳で88.9%、65歳以上で97.6%と増加傾向
 - ・かかりつけ歯科医で定期健診又は予防処置を受けている者の割合は、3歳で50.0%、12歳で58.8%、20～64歳で82.3%、65歳以上で84.4%と増加傾向
 - ・周術期口腔ケアにおける医科歯科連携を行っている歯科診療所の割合は、31.4%で増加傾向
- 【課題】**
- ・かかりつけ歯科医を持つ者は増加しているが、乳幼児期、学齢期、青年期（概ね18歳～30歳）において、かかりつけ歯科医での予防管理の定着は未だ不十分
 - ・周術期口腔ケアにおける医科歯科連携を行っている歯科診療所は増加しているが3割ほど

3 今後の方向性

- ▷かかりつけ歯科医の機能を正しく理解し、自ら口腔ケアに取り組むとともに、特に青年期（概ね18歳～30歳）に対しては、定期的な歯科健診や予防処置を受けることの重要性に関する普及啓発を更に強化
- ▷周術期口腔ケアに対応できる歯科医師等の人材を育成するとともに、医療連携により全身疾患や在宅療養者などの治療に取り組む医療機関を増やすことで、医療連携体制の充実を推進
- ▷糖尿病等の全身疾患のある方に対する歯周疾患の予防と治療を適切に提供できるように、医科歯科連携を推進

4 目標

- ▷かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診や予防処置を受ける都民を増やす
- ▷周術期口腔ケアや全身疾患、在宅療養者の治療に際し、医科やその他の多職種と連携して取り組む歯科医療機関を増やす



障害者 歯科



1 これまでの取組

- ・地域の障害者歯科を担う人材を育成するため、歯科医師、歯科衛生士向けの研修を実施
- ・家族や施設職員等、障害のある方の身近にいる方に対して障害児・者の日常的な口腔ケアや定期的な歯科受診の重要性を啓発するため、都民向け講習会を実施
- ・都保健所における障害児・者の歯科保健医療体制の強化に向けた障害児・者に対する地域特性に応じた支援を実施
- ・地域の歯科医療機関や患者家族、施設職員等が必要な歯科医療機関を検索できるよう医療機関情報提供サービス「ひまわり」を改修し、検索項目を追加
- ・かかりつけ歯科医と専門的な障害者歯科診療を実施する医療機関等の関係機関との機能の分担や連携に関する仕組みづくりへの支援（区市町村包括補助事業）

2 現状・課題

- 【現状】**
- ・障害者施設等で定期的な歯科健診を実施している割合は、71.7%で増加傾向
 - ・障害者に対応する歯科診療所の割合は、37.4%で減少傾向
- 【課題】**
- ・障害者歯科に対応する歯科診療所の減少しており、地域における障害のある方に対応できるかかりつけ歯科医を確保する必要
 - ・より専門的な歯科医療を実施できる歯科診療所が限られる地域がある

3 今後の方向性

- ▷障害者歯科に対応する歯科診療所の確保に向けて、障害者歯科に携わる歯科医師等の育成を実施するとともに、障害者歯科を実施する歯科診療所への支援等、取組を強化
- ▷障害者歯科に対応する地域の歯科診療所と専門的な歯科医療機関との連携に向けた取組を推進

4 目標

- ▷障害を持つ方が、できるだけ、身近な地域のかかりつけ歯科医で受診しながら、必要な時に専門的な歯科医療を受けることができること

柱4 在宅療養者のQOLを支える歯科医療体制の推進



在宅
QOL



1 これまでの取組

- ・在宅歯科医療に対応できる歯科医師・歯科衛生士の育成
- ・在宅診療に必要な医療機器等の整備支援
- ・在宅療養者の口腔内の状況を把握するためのチェックシートの作成・配布
- ・心身障害者口腔保健センターが実施する各種研修
- ・地域の実情に応じた多職種連携により取組を進める区市町村に対して財政的に支援（区市町村包括補助事業）
- ・都保健所において、関係者等を構成員とした多摩地域での多職種連携に向けた取組を検討する事例検討会や研修会等を実施

2 現状・課題

- 【現状】**
- ・在宅医療サービスを実施している歯科診療所の割合は、24.6%で増加傾向
 - ・介護保険施設等で定期的な歯科健診を実施している割合は、79.0%で増加傾向
- 【課題】**
- ・今後の高齢化の進展を見据え、在宅歯科医療を実施する歯科診療所は、引き続き、増やしていくことが必要
 - ・在宅歯科医療の提供において、多職種との連携に向けた取組の充実が必要

3 今後の方向性

- ▷在宅歯科医療に携わる歯科医療機関を確保するため人材育成及び在宅設備整備に係る支援を実施
- ▷多職種による医療・介護連携の推進に向けた取組を実施
- ▷在宅療養者の日常的な口腔ケアの重要性等について家族や介護者等への啓発を実施

4 目標

- ▷在宅療養者が、必要に応じて、訪問による適切な歯科医療サービスを受けることができること

柱5 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進



健康
危機

1 これまでの取組

- ・平成29年12月に災害時歯科医療救護活動ガイドラインを策定
- ・都は、関係団体との間で、災害時の医療救護活動に関する協定を締結するとともに、防災訓練や図上訓練等を実施
- ・多くの区市町村においても、関係団体との間で、災害時の医療救護活動に関する協定を締結するとともに、防災訓練や図上訓練等を実施

2 現状・課題

- 【現状】**
- ・地域防災計画などに、災害時の歯科保健医療活動に関する記載がある区市町村の数は、43自治体
 - ・災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルがある区市町村の数は、11自治体
 - ・災害時の歯科保健医療活動に関する研修を実施している区市町村の数は、7自治体
 - ・災害時に備えて、口腔衛生用品を備蓄している区市町村の数は、23自治体
- 【課題】**
- ・災害時の保健医療活動の取組が進んでいる区市町村は少なく、特に歯科の整備が遅れている
 - ・過去の災害では、震災関連死として誤嚥性肺炎が上位にあり、避難者の口腔内の清潔を保つことは重要

3 今後の方向性

- ▷災害時歯科医療救護活動ガイドラインを改定
- ▷大規模災害の発生に備えるため、区市町村における災害時の歯科保健医療体制の整備に向けた取組を支援
- ▷災害発生直後に不足しがちな口腔衛生用品について、区市町村による対応を促すとともに、備蓄の必要性を都民向けに普及啓発

4 目標

- ▷災害発生時において、できるだけ早期に必要な歯科保健医療に関する支援が行われること

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第2次)
<IV. 指標案>

次期指標案（柱1 ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりの推進）



項目	対象	基準値（現状）	目標値	出典
【新規】4本以上のむし歯（う蝕）のある者の割合（3歳児）	乳幼児期	1.33% (R4年度)	減少	東京の歯科保健（東京都）
ゆっくりよく噛む習慣づけをしている者の割合（3歳児）	乳幼児期	61.2% (R3年度)	増加	幼児期・学齢期歯科保健行動調査（東京都）
むし歯（う蝕）のない者の割合（12歳）	学齢期	77.4% (R3年度)	80.0%	東京都の学校保健統計書（東京都）
むし歯（う蝕）のない者の割合（17歳）	学齢期	55.9% (R3年度)	60.0%	東京都の学校保健統計書（東京都）
歯肉に炎症所見のある者の割合（17歳）	学齢期	22.9% (R3年度)	20.0%	東京都の学校保健統計書（東京都）
喪失歯のない者の割合（35歳～44歳）	成人期	70.8% (R4年度)	75.0%	東京都歯科診療所患者調査（東京都）
進行した歯周病を有する者の割合（40歳～49歳）	成人期	43.9% (R3年度)	35.0%	東京の歯科保健（東京都）
【新規】何でもかんで食べることができる者の割合（50歳～64歳）	成人期	83.1% (R2年度)	増加	NDBオープンデータ（厚生労働省）
【新規】何でもかんで食べることができる者の割合（65歳～74歳）	高齢期	78.1% (R2年度)	増加	NDBオープンデータ（厚生労働省）
8020を達成した者の割合（75歳～84歳）	高齢期	61.5% (R4年度)	65.0%	東京都歯科診療所患者調査（東京都）

次期指標案（柱2 かかりつけ歯科医での予防管理の定着の推進）



項目	基準値（現状）	目標値	出典
かかりつけ歯科医で定期健診又は予防処置を受けている者の割合（3歳児）	50.0% (R4年度)	60.0%	幼児期・学齢期歯科保健行動調査（東京都）
かかりつけ歯科医で定期健診又は予防処置を受けている者の割合（12歳）	58.8% (R4年度)	65.0%	幼児期・学齢期歯科保健行動調査（東京都）
【新規】 かかりつけ歯科医で定期健診又は予防処置を受けている者の割合（18歳～30歳）	69.7% (R4年度)	増加	青年期実態調査（東京都）
【新規】 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の届出医療機関数	1,222件 (R5年度)	増加	保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況及び保険外併用療養費医療機関一覧（関東信越厚生局）
【新規】 周術期口腔機能管理料（Ⅰ）～（Ⅲ）の算定件数	99,029件 (R2年度)	増加	NDBオープンデータ（厚生労働省）

次期指標案（柱3 地域で支える障害者歯科医療の推進）



障害者
歯科



項目	基準値（現状）	目標値	出典
障害者施設利用者のうち、かかりつけ歯科医で定期的に歯科健診を受けている者の割合（医療型障害児入所施設を除く）	55.7% (R4年度)	90.0%	障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査（東京都）
障害者に対応する歯科診療所	37.4% (R4年度)	50.0%	医療機能実態調査（東京都）
【新規】 障害者施設利用者のうち、歯や口の状態で困っている者の割合	37.2% (R4年度)	減少	障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査（東京都）

次期指標案（柱4 在宅療養者のQOLを支える歯科医療体制の推進）



項目	基準値（現状）	目標値	出典
在宅医療サービスを実施している歯科診療所	24.6% (R3年度)	35.0%	医療施設調査（厚生労働省）
【新規】在宅療養支援歯科診療所1及び2の届出医療機関数	672件 (R5年度)	増加	保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況及び保険外併用療養費医療機関一覧（関東信越厚生局）
【新規】歯科訪問診療料の算定件数	2,179,940件 (R3年度)	増加	NDBオープンデータ（厚生労働省）

次期指標案（柱5 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進）



健康
危機

項目	基準値（現状）	目標値	出典
【新規】 災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルを整備している区市町村の数	11自治体 (R5年度)	全自治体	災害時の歯科保健医療活動に関する調査 (東京都)

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第2次)
< V. (参考) 各主体の役割案 >

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第2次) 各主体の役割

都民の取組

- ◎ 生涯を通じて食べることや会話を楽しむ
- ◎ 日常的に自ら口腔ケアに取り組む
- ◎ かかりつけ歯科医で定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受ける

都の取組

- ◎ 関連部署、区市町村、関係団体等と連携を図りつつ施策を実施する
- ◎ 必要に応じて区市町村の取組を支援する
- ◎ 計画の評価等に際し調査で実態を把握し、EBPMにより事業評価と見直しを図る
- ◎ 取得した歯科保健に関するデータは、オープンデータ化し、利活用促進を図る

区市町村の取組

- ◎ 法令に基づき各種健診(検診)を実施する
- ◎ 地域住民に対し、歯と口の健康づくりに関する取組を実施する
- ◎ 障害福祉や高齢福祉の分野、教育委員会等と連携して取組を実施する

教育・保育関係者の取組

- ◎ 『「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり』に関する取組を実施する
- ◎ 園児、児童、生徒及び保護者に対し、歯と口の健康づくりに関する啓発を実施する
- ◎ 学校歯科医や関係機関と連携し、歯科保健活動の充実に努める

歯科医療関係者の取組

- ◎ 日々の診療において、都民の歯科疾患の予防や治療に取り組む
- ◎ 地域での歯科保健の取組に協力する
- ◎ 歯科保健医療に関する生涯研修に取り組む
- ◎ 地域包括ケアシステムにおける多職種連携に参画し、チームの一員として取り組む

関係団体

- ◎ 歯科保健医療に関わる団体は、歯科医療関係者として、計画の趣旨に則り、団体の活動を通じて都民の歯と口の健康づくりに寄与する

保険者・事業者の取組

- ◎ 加入者や従業員に対し、歯と口の健康づくりの大切さを普及啓発する
- ◎ 加入者や従業員の歯と口の健康の保持・増進に努める

イメージ図

